

令和2年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第19号

令和2年度能美市一般会計予算

令和2年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,860,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日提出

能美市長 井出敏朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		8,350,000
	1 市民税	3,330,700
	2 固定資産税	3,979,400
	3 軽自動車税	128,500
	4 市たばこ税	300,900
	5 入湯税	7,500
	6 都市計画税	603,000
2 地方譲与税		217,000
	1 地方揮発油譲与税	50,000
	2 自動車重量譲与税	160,000
	3 森林環境譲与税	7,000
3 利子割交付金		4,000
	1 利子割交付金	4,000
4 配当割交付金		23,000
	1 配当割交付金	23,000
5 株式等譲渡所得割交付金		13,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	13,000

(単位：千円)

款	項	金 額
6 法人事業税交付金		79,000
	1 法人事業税交付金	79,000
7 地方消費税交付金		1,044,000
	1 地方消費税交付金	1,044,000
8 ゴルフ場利用税交付金		34,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	34,000
9 環境性能割交付金		20,000
	1 環境性能割交付金	20,000
10 地方特例交付金		50,000
	1 地方特例交付金	50,000
11 地方交付税		3,950,000
	1 地方交付税	3,950,000
12 交通安全対策特別交付金		3,400
	1 交通安全対策特別交付金	3,400
13 分担金及び負担金		286,593
	1 分 担 金	6,450
	2 負 担 金	280,143

(単位：千円)

款	項	金 額
14 使用料及び手数料		290,590
	1 使用料	196,245
	2 手数料	94,345
15 国庫支出金		2,145,779
	1 国庫負担金	1,509,423
	2 国庫補助金	625,128
	3 国庫委託金	11,228
16 県支出金		1,029,997
	1 県負担金	649,990
	2 県補助金	268,702
	3 県委託金	111,305
17 財産収入		17,230
	1 財産運用収入	14,459
	2 財産売払収入	2,771
18 寄附金		65,087
	1 寄附金	65,087

(単位：千円)

款	項	金 額
19 繰入金		2,014,311
	1 基金繰入金	2,012,477
	2 特別会計繰入金	1,834
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		307,413
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	700
	3 貸付金元利収入	50,000
	4 受託事業収入	19,025
	5 雑入	237,686
22 市債		1,865,600
	1 市債	1,865,600
歳入	合計	21,860,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		209,601
	1 議会費	209,601
2 総務費		2,208,878
	1 総務管理費	1,802,177
	2 徴税費	265,703
	3 戸籍住民基本台帳費	79,815
	4 選挙費	28,173
	5 統計調査費	16,204
	6 監査委員費	16,806
3 民生費		8,107,336
	1 社会福祉費	3,837,295
	2 児童福祉費	3,996,276
	3 生活保護費	273,725
	4 災害救助費	40
4 衛生費		1,614,126
	1 保健衛生費	880,770
	2 環境衛生費	208,680

(単位：千円)

款	項	金額
	3 清掃費	524,676
5 労働費		23,842
	1 労働諸費	23,842
6 農林水産業費		402,860
	1 農業費	356,198
	2 林業費	46,195
	3 水産業費	467
7 商工費		503,401
	1 商工費	503,401
8 土木費		2,080,631
	1 土木管理費	149,179
	2 道路橋りょう費	711,075
	3 河川費	16,194
	4 都市計画費	1,127,998
	5 住宅費	76,185
9 消防費		1,050,938
	1 消防費	1,050,938

(単位：千円)

款	項	金額
10 教育費		2,847,265
	1 教育総務費	388,610
	2 小学校費	312,471
	3 中学校費	149,194
	4 社会教育費	1,222,351
	5 保健体育費	774,639
11 災害復旧費		250
	1 災害復旧費	250
12 公債費		2,702,779
	1 公債費	2,702,779
13 諸支出金		88,093
	1 基金費	88,093
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	21,860,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
能美市土地開発公社に対する債務保証	令和 2 年度	金融機関が能美市土地開発公社に事業資金 40 億円を貸し付けたことに係る債務保証については、支払い完了までの期間に対し年利 5%以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする。

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 138,400	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,800			
一般廃棄物処理事業債	2,400			
一般補助施設整備等事業	17,600			
施設整備事業（一般財源化分）	56,900			
地域活性化事業	174,400			
防災対策事業	1,500			
緊急防災・減災事業	286,400			
公共施設等適正管理推進事業	508,200			
緊急自然災害防止対策事業	75,000			
臨時財政対策債	600,000			
計	1,865,600			

議案第20号

令和2年度能美市国民健康保険特別会計予算

令和2年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日提出

能美市長 井出敏朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		914,507
	1 国民健康保険税	914,507
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		4,565
	1 国庫補助金	4,565
4 県支出金		3,235,385
	1 県負担金・補助金	3,235,385
5 財産収入		1,085
	1 財産運用収入	1,085
6 寄附金		10
	1 寄附金	10
7 繰入金		343,321
	1 一般会計繰入金	328,140
	2 基金繰入金	15,181
8 繰越金		10
	1 繰越金	10

(単位：千円)

款	項	金額
9 諸 収 入		1, 1 0 7
	1 延滞金加算金及び過料	1, 0 4 0
	2 預金利子	1 0
	3 雑 入	5 7
歳 入	合 計	4, 5 0 0, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		65,610
	1 総務管理費	56,980
	2 徴収費	8,481
	3 運営協議会費	149
2 保険給付費		3,174,495
	1 療養諸費	2,754,179
	2 高額療養費	406,150
	3 移送費	60
	4 出産育児諸費	10,506
	5 葬祭諸費	3,600
3 国民健康保険事業費納付金		1,196,896
	1 医療給付費分	840,644
	2 後期高齢者支援分	263,522
	3 介護納付金分	92,730
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		54,563

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 保健事業費	19,052
	2 特定健康診査等事業費	35,511
6 基金積立金		1,085
	1 基金積立金	1,085
7 公債費		500
	1 公債費	500
8 諸支出金		5,841
	1 償還金及び還付加算金	4,007
	2 繰出金	1,834
9 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	4,500,000

議案第 2 1 号

令和 2 年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 3 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		492,698
	1 後期高齢者医療保険料	492,698
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 寄附金		10
	1 寄附金	10
4 繰入金		136,762
	1 一般会計繰入金	136,762
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		500
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	450
	3 雑入	30
歳入	合計	630,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		10,695
	1 総務管理費	577
	2 徴収費	10,118
2 後期高齢者医療広域連合納付金		618,795
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	618,795
3 諸支出金		460
	1 償還金及び還付加算金	450
	2 繰出金	10
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳出	合計	630,000

議案第 2 2 号

令和 2 年度能美市介護保険特別会計予算

令和 2 年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 3 7 8, 2 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,036,307
	1 介護保険料	1,036,307
2 使用料及び手数料		42
	1 手 数 料	42
3 国庫支出金		927,259
	1 国庫負担金	728,827
	2 国庫補助金	198,432
4 支払基金交付金		1,133,784
	1 支払基金交付金	1,133,784
5 県支出金		631,815
	1 県負担金	597,192
	2 県補助金	34,623
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
8 繰 入 金		648,816

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	6 4 8, 8 1 6
9 繰越金		3 0
	1 繰越金	3 0
10 諸収入		1 2 7
	1 延滞金、加算金及び過料	4 0
	2 預金利子	1 0
	3 受託事業収入	1 0
	4 雑入	6 7
歳 入	合 計	4, 3 7 8, 2 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		75,273
	1 総務管理費	39,711
	2 徴収費	4,993
	3 介護認定審査会費	30,569
2 保険給付費		4,080,000
	1 介護サービス等諸費	3,786,200
	2 介護予防サービス等諸費	81,220
	3 その他諸費	2,530
	4 高額介護サービス等費	79,850
	5 高額医療合算介護サービス等費	12,150
	6 特定入所者介護サービス等費	118,050
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		221,684
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	119,163
	2 包括的支援事業・任意事業	102,521

(単位：千円)

款	項	金額		
5 基金積立金		1 0		
	1 基金積立金	1 0		
6 公債費		1 0 0		
	1 公債費	1 0 0		
7 諸支出金		9 2 3		
	1 償還金及び還付加算金	9 2 3		
8 予備費		2 0 0		
	1 予備費	2 0 0		
歳	出	合	計	4, 3 7 8, 2 0 0

議案第23号

令和2年度能美市温泉事業特別会計予算

令和2年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和2年2月26日提出

能美市長 井出敏朗

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,521
	1 使用料	8,521
2 財産収入		14
	1 財産運用収入	14
3 繰入金		6,965
	1 基金繰入金	6,965
4 繰越金		900
	1 繰越金	900
歳入	合計	16,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		16,386
	1 温泉事業費	16,386
2 諸支出金		14
	1 基金費	14
歳出	合計	16,400

議案第24号

令和2年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	19,660戸
(2) 年間総配水量	7,007,200m ³
(3) 一日平均配水量	19,197m ³
(4) 主要な建設改良事業	
1. 配水施設拡張事業	
2. 配水管改良事業	
3. 施設改良事業	
4. 営業設備費	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			1,081,700千円
第1項 営業収益			911,845千円
第2項 営業外収益			169,855千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			983,100千円
第1項 営業費用			870,190千円
第2項 営業外費用			112,510千円
第3項 特別損失			400千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額361,800千円は、過年度分損益勘定留保資金188,863千円、減債積立金150,000円、当年度分消費税資本的収支調整額22,937千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		71,400千円
第1項 企 業 債		47,700千円
第2項 工 事 負 担 金		6,200千円
第3項 分 担 金		17,500千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		433,200千円
第1項 建 設 改 良 費		71,200千円
第2項 企 業 債 償 還 金		362,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管改良事業	37,200千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は令和2年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
施設改良事業	10,500千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は令和2年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 44,147千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、55,200千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産	種類	名称	数量
1. 配水管改良事業	構築物	配水管	φ50~75 L = 100.0m
2. 施設改良事業	機械及び装置	配水施設	取水ポンプ、投込式水位計
3. 営業設備費	〃	メーター	一式

(2) 処分する資産	種類	名称	数量
	構築物	配水管	φ50~75 L = 100.0m
	機械及び装置	配水施設	取水ポンプ、投込式水位計
	〃	メーター	N=4,098個

令和2年2月26日提出

能美市長 井出敏朗

議案第25号

令和2年度能美市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		11社
(2) 年間総配水量	辰口寺井地区工業用水道	15,647,400 m ³
	根上地区工業用水道	3,930,000 m ³
(3) 一日平均配水量	辰口寺井地区工業用水道	42,870 m ³
	根上地区工業用水道	10,767 m ³
(4) 主要な建設改良工事	辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業	
	辰口寺井地区工業用水道事業施設拡張事業	
	根上地区工業用水道事業施設改良事業	
	根上地区工業用水道事業施設拡張事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業収益		350,100千円
第1項 営業収益		297,520千円
第2項 営業外収益		52,580千円
第2款 根上地区工業用水道事業収益		119,800千円
第1項 営業収益		117,520千円
第2項 営業外収益		2,280千円

	支 出	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業費用		346,900千円
第1項 営業費用		318,840千円
第2項 営業外費用		28,060千円
第2款 根上地区工業用水道事業費用		93,000千円
第1項 営業費用		73,570千円
第2項 営業外費用		19,430千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額169,500千円は、過年度分損益勘定留保資金155,171千円、当年度分損益勘定留保資金1,532千円及び当年度分消費税資本的収支調整額12,797千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的収入		134,900千円
第1項 企業債		134,900千円
	支 出	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的支出		220,200千円
第1項 建設改良費		135,100千円
第2項 企業債償還金		85,100千円
第2款 根上地区工業用水道事業資本的支出		84,200千円
第1項 建設改良費		19,700千円
第2項 企業債償還金		64,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業	134,900千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は令和2年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

第1款辰口寺井地区工業用水道事業費用及び第2款根上地区工業用水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

28,175千円

(他会計からの補助金)

第9条 辰口寺井地区工業用水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

1. 辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	導水管	φ150～φ300 L= 563m
構築物	電線管	φ50～φ100 L=2,500m

(2) 処分する資産

1. 辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	導水管	φ150～φ600 L=706m

令和2年2月26日提出

能美市長 井出敏朗

議案第26号

令和2年度能美市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度能美市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接続戸数	17,249戸
(2)	年間総処理水量	5,363,000m ³
(3)	一日平均処理水量	14,600m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	イ 公共下水道施設の耐震対策事業	
	ロ 公共下水道管渠の建設及び舗装復旧事業	
	ハ 農業集落排水処理施設の機能強化事業	
	ニ 流域下水道事業の建設に要する経費の負担	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	下水道事業収益		1,764,100千円
第1項	営業収益		798,560千円
第2項	営業外収益		965,520千円
第3項	特別利益		20千円
	支	出	
第1款	下水道事業費用		1,727,400千円
第1項	営業費用		1,455,220千円
第2項	営業外費用		271,430千円
第3項	特別損失		750千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額536,800千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,045千円、引継金33,055千円及び過年度分損益勘定留保資金502,700千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		1,046,900千円
第1項 企業債		666,300千円
第2項 他会計補助金		334,346千円
第3項 補助金		29,000千円
第4項 受益者負担金		16,954千円
第5項 分担金		300千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,583,700千円
第1項 建設改良費		152,300千円
第2項 企業債償還金		1,431,400千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ12,800千円及び26,600千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	47,000千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は令和2年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
公共下水道事業債	23,200千円			
農業集落排水事業債	10,900千円			
資本費平準化債	504,200千円			
下水道事業債 (特別措置分)	81,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、440,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費

32,249千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、817,693千円である。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	構築物	公共下水道マンホール耐震対策	N=30箇所
	〃	福島産業団地舗装本復旧	A=2,000㎡
	〃	農業集落排水処理施設機能強化 (鍋谷・館)	N=1式

令和2年2月26日提出

能美市長 井出敏朗

議案第27号

令和2年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病棟 60床 (内訳：急性期一般病床 25床、地域包括ケア病床 35床)

療養病棟 40床 (内訳：介護療養型医療施設 12床、医療療養病床 28床)

入 院 (年間)	34,292人	入 院 (1日平均患者数)	94人
----------	---------	---------------	-----

外 来 (年間)	65,925人	外 来 (1日平均患者数)	244人
----------	---------	---------------	------

(2)介護老人保健施設

入所定員 (短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
----------------	-----	---------------	-----

入所者 (年間)	25,550人	入所者 (1日平均利用者数)	70人
----------	---------	----------------	-----

通所者 (年間)	4,287人	通所者 (1日平均利用者数)	17.5人
----------	--------	----------------	-------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業収益	2,040,800千円	第1款 病院事業費用	2,040,800千円
第1項 医業収益	1,642,538千円	第1項 医業費用	2,022,071千円
第2項 医業外収益	398,260千円	第2項 医業外費用	18,428千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	412,300千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	446,700千円
第1項 営業収益	406,389千円	第1項 営業費用	437,875千円
第2項 営業外収益	5,910千円	第2項 営業外費用	8,824千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業資本的収入	266,119千円	第1款 病院事業資本的支出	338,628千円
第1項 企業債	189,200千円	第1項 建設改良費	189,431千円
第2項 負担金	76,915千円	第2項 企業債償還金	149,197千円
第3項 補助金	3千円		
第4項 寄附金	1千円		

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額72,509千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(収 入)		(支 出)	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	10,401千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	60,772千円
第1項 企業債	10,400千円	第1項 建設改良費	11,949千円
第2項 寄附金	1千円	第2項 企業債償還金	48,823千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,371千円は当年度分損益勘定留保資金23,934千円、減債積立金26,437千円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(病院) 施設整備事業 医療機器整備事業 (介護老人保健施設) 施設整備事業	111,700千円 77,500千円 10,400千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借りる 場合は、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 病 院 第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項特別損失
(2) 介護老人保健施設 第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)病	院	職員給与費	1, 196, 981千円	交際費	320千円
(2)介護老人保健施設		職員給与費	302, 216千円	交際費	140千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病	院	462, 957千円	救急医療の確保に要する経費	63, 288千円
			医師等の研究研修に要する経費	1, 823千円
			追加費用に要する経費	11, 352千円
			児童手当に要する経費	9, 093千円
			基礎年金拠出金に要する経費	36, 994千円
			医師の派遣に要する経費	4, 166千円
			公立病院改革プランに要する経費	2, 700千円
			企業債償還利子に要する経費	1, 883千円
			不採算地区病院の運営に要する経費	64, 600千円
			高度医療に要する経費	40, 143千円
			企業債償還元金に要する経費	76, 915千円
			経営安定に要する経費	150, 000千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第10条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院 237,620千円

(2)介護老人保健施設 17,623千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
建物附帯設備	本館空調設備	1式	市立病院
器械及び備品	CT装置	1式	市立病院

令和2年2月26日 提出

能美市長 井出敏朗